No.906

発行/東久留米市編集/企画経営室広報課 〒203-8555 東久留米市本町 3 · 3 · 1 な0424・70・7777(代) ホームページ http://www.city.higashikurume.lg.jp 毎月1日・15日発行

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国 や地方公共団体が活動するための大切な財源で す。また、「申告」は各種手当や補助金などの申 請、都営住宅の入居や融資などの申し込みの際に 必要な課税・非課税・所得などの証明書発行の資 料になります。

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け 付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日 (水)~3月15日(火)に、所得税の確定申告は税務 署で、市・都民税の申告は市役所で行います。申 告は郵送でもお受けします。忘れずにご提出くだ さい。

各会場とも車での来場はご遠慮ください。

所得税と市・都民税 申告の際の共通事項 申告書をすべて記載でき、 申告書を郵送する方で「控え」 が必要な方は…封筒の裏側に、 自分の住所、氏名をお書きくだ さい。申告書の「控え」に受付 印が必要な方は、控えをボール ペンなどで記載の上、切手を 貼った返信用封筒を同封して ください。 税務署と市役所は土曜・日 曜日、祝日はお休みです。ただ し、税務署では2月20日、日と 27日(日)に、申告書作成会場を 開設しています。

申告に の資料となります。 必要なも

申告書

源泉徴収票・収入

の

16月(水)~3月15月(火)

申

告

が 必 要

な 方

の(1)~(3)に該当する

療費等の各控除を受ける場合 生命保険料・損害保険料・医

国民健康保険

害者手帳または証明

印鑑

税・国民年金で

の分かる書類

証明書など前年中の収入金額

は、前年中に支払った証明書

申告所得税や個人事業者の

(内線2333~2337)

申告と相談は市役所課税課市民税係(市役所2階)へ

内に住所があり、

前年中に収

(1)17年1月1日現在、

を税務署に提出した方 方でも、所得税の確定申告書

人のあった方

(2)給与所得者の方でも、

済みの方

役所へ給与支払報告書を提出

の所得がなく、勤務先から市

(2)給与所得者で給与以外

めに終了する場合があります。

ません。 また、混雑状況により申告書作成会場の受け付けを早 と27日(日)は行います。 なお、当日は電話での相談は行ってい

地・建物等やゴルフ会員権お 月(木)まで 額から所得控除額を差し引い よび株式等を譲渡した方など **小動産所得などがある方、土** た金額を基礎として計算した (1) 事業を営んでいる方、 16年中の各種所得の合計 が 税 必 要 年末調 な 確 方 定

申告をされる方 サラリー でも受け付けています。 給与所得者で 還付申告は、2月15日以前 マンで還付

控除額および定率減税額の合

訂額より多い方

申告の必要がない方 に事務所や家屋敷を有する方 内に居住していないが、市内 (1)前記の「申告が必要な (3)17年1月1日現在、市

前

年 中

に

収

入

の

なかった方も申告を なかった方も、申告書裏面の 失業・学生等の理由で収入の 収入のなかった方へ」にその 前年 (16年)中に、病気・

控除、住宅借入

雜損控除、医療

寄付金

旨を記入し提出してください る場合は除く)。 同居の方の扶養になってい より、非課税証明書発行など 申告書を提出することに

消費税の申告と納税は3月31 整にかかる住宅借入金等特別 個人事業者の消費税と地方 所得税の申告と納税は2月 どの支払いを受けている方 える方 払いを受ける給与等のある方 い家事使用人、在日外国公館 金の利子や不動産の賃貸料な 役員等で、その法人から貸付 を超える方 給与を2カ所以 所得税の源泉徴収が行われな 万円を超える方 同族会社の 所得との合計額が20万円を超 次のいずれかに該当する方 る給与等の金額と給与以外の に勤務する方および国外で支 上から受けている方で、 従た (2)給与所得のある方で、 給与の年収が2000万円 給与以外の所得が20

得があった方(所得税では、 給与所得者で給与以外の所得 る方 16年中に退職し、17年 与を2カ所以上から受けてい をする必要があります) 確定申告をする必要がありま が20万円以下の方については 原稿料、年金、配当などの所 払報告書の提出がない方 給 次のいずれかに該当する方。 せんが、市・都民税では申告 1月1日現在就職していない 勤務先から市役所へ給与支 給与のほかに地代・家賃

届

な

方

申告書(市・

都民税)が

張所にもあります。 原・ひばりが丘・滝山の各出 連絡ください。申告書はヒの い場合は課税課市民税係へご したが、 該当する方で届かな あると思われる方に郵送しま 申告書は、申告する必要が

市・都民税と所得税の控除額の違い (万円)

控除	17 年 度 ( 16年分 )	市·都民税	所得税
	一 般	33	38
配偶者	老 人(昭和10年1月1日以前)	38	48
	同居特別障害者	56	73
	老人同居特別障害者	61	83
	一 般	33	38
	特定扶養(昭和57年1月2日~64年1月1日)	45	63
	同居特別障害者	56	73
扶養	特定扶養同居特別障害者	68	98
大 食	老人扶養老人扶養親族	38	48
	(昭和10年 同居老親等扶養親族	45	58
	1月1日 同居特別障害者老人扶養	61	83
	以前)同居特別障害者老親等扶養	68	93
障害者	— 般	26	27
	特 別(1・2級)	30	40
老年者	所得1000万円以下(昭和15年1月1日以前の生)	48	50
寡 婦	一般	26	27
身 畑	特 別	30	35
寡 夫	所得500万円以下で扶養の子あり	26	27
勤労学生	給与所得65万円以下	26	27
基礎		33	38

配偶者特別控除 (万円				
配偶者の合計所得金額	市・都民税	所得税		
380,001円~399,999円	33	38		
400,000円~449,999円	33	36		
450,000円~499,999円	31	31		
500,000円~549,999円	26	26		
550,000円~599,999円	21	21		
600,000円~649,999円	16	16		
650,000円~699,999円	11	11		
700,000円 ~ 749,999円	6	6		
750,000円~759,999円	3	3		
760,000円以上	0	0		

配偶者がパート等の収入がある場合は、その支払い金額から65万円を引いた金額が所得金額となります。

## 市・都民税の申告会場

活保護を受けている方

居の方の扶養になっている方

(3)給与所得者の妻等で同

(4)16年中から継続して生

会	場	日	程	受	付	時	間
市役所 2階204・2	205会議室	2月16日( 3月15日(	-	1			
西部地域セ 3階第2・第	ンター 第3講習室	2月7日( 2月8日(					
南部地域セ2階講習室		2月9日(	水)		9時	•	٠. ا
東久留米団 第 2・第 3	_	2月10日(	(木)				
,				•			

各会場とも、土曜・日曜日はお休みです。また、車での来 場はご遠慮ください。

## 確定由告の無料相談、税理十会)

唯た中ロの無竹伯政(沈ユエ云)								
会 場	日	程	受	付	時	間		
市役所 7階701会議室	2月4日( 2月14日( 2月18日(	月から			⊭~ 11 ⊭~ 3			

受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があ ります。

所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相 続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご 相談ください。

告書を提出できます。 申告書 調整を受けることができな 送でご提出願います (左掲の をすべて記載できた方は、 の還付を受けるための確定申 かった方等は、源泉徴収税額 共通事項を参照) 市

記載し、筆記用具・計算機をご持参ください。

土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月20日(日)

じめ確定申告書の住所・氏名・扶養控除欄等、 分かるところは

問等がある方に、「 申告書作成会場」 を設けて書き方のアドバ

東村山税務署では、確定申告書の書き方が分からない方、疑

2 · 394 · 6811(代)

所得税の確定申告は税務署

申告と相談は東村山税務署へ

8555、東村山市本町1ノ20ノ22、

**2**0 4

年の中途で退職したため年末

けることができる方、また、 金等特別控除などの適用を受

自宅で作成、

印

刷

プリン

消費税の納税には、

口座振替

イスを行っていますのでご利用ください。 来場の際は、あらか

(利用するときのポイント) で作成した申告書が、 申告作成コーナー」 ジの「所得税の確定 ようになりました。 税務署に提出できる 国税庁ホー ムペー カラー プリンタを使用

http://www.nta.go.jp 納税は便利な口座振替で

印刷紙はA4普通紙 (画面の指示 夕の設定の確認 従って確認)

刷できたかの確認 刷後に正しく印 示に従って確認) 印 (画面の指







の預貯金口座から振り替えで 変便利です。 しますと、 が便利です。 この制度を利用 金融機関・郵便局

の金融機関等または税務署に 限を忘れることもなくなり大 間が掛からず、うっかり納期 を希望される場合は預貯金先 納税することができます。 手 新たに口座振替

ていない人はできないことに 理・税務書類の作成・税務相 なっていますので、正規の税 談等は、税理士の登録を行っ

理士に依頼しましょう。

前年中に支払った領収書 をお持ちの方は障 障

にせ税理士」 納税者の依頼による税務代 にご注意を

出してください。 を提

預貯金口座振替依頼書」